第一項の表五七〇の項を次のように改める。

570	削除

第一項の表六三九の項を次のように改める。

639	削除

第一項の表六五三の項を次のように改める。

653	削除

第一項の表七八六の項を次のように改める。

786	削除

第一項の表八二一の項を次のように改める。

821	削除

第一項の表八二七の項を次のように改める。

827	削除

四十六　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八六の項を次のように改める。

86	削除

第一項の表一三〇の項を次のように改める。

130	削除

第一項の表二三五の項を次のように改める。

235	削除

第二項の表三の項及び四の項を次のように改める。

3	削除
4	削除

四十七　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項を次のように改める。

6	(1)　愛媛県松山市真砂町119番地 (72.00)	北緯33度49分57秒東経132度45分34秒の地点と北緯33度48分12秒東経132度44分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　愛媛県大洲市戒川乙656番地2 (967.00)	

四十八　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九五の項を次のように改める。

95	削除

第三項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第四項の表一三の項中「3－5－1」を「3－5－7」に改め、同表四一の項中「(238.00)」を「(240.20)」に改める。

四十九　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

五十　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八八の項を次のように改める。

88	削除

第一項の表九七の項を削る。

五十一　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五三の項を次のように改める。

53	削除

第一項の表一六七の項を次のように改める。

167	削除

五十二　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七七の項を次のように改める。

77	削除

第一項の表七九の項を次のように改める。

79	削除

五十三　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除

第一項の表八七の項から八九の項までを次のように改める。

87	削除
88	削除
89	削除